

# 第 1 回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

と き：平成 15 年 10 月 5 日（日）

午後 4 時～

ところ：築館町役場 2 階講堂

## 次 第

1 開 会

2 挨拶 栗原地域合併協議会長

3 役員を選出

委員長（ ）

副委員長（ ）

4 案 件

1 ) 議会議員の定数及び任期等の検討

2 ) 今後のスケジュール

3 ) その他

4 閉 会

## 議会議員の定数及び任期等検討小委員会の設置について

1. 名 称 議会議員の定数及び任期等検討小委員会
2. 設置年月日 平成15年9月19日
3. 目 的 議会議員の定数及び任期の取り扱い等についての検討。
4. 付託事項 地方自治法による原則及び合併特例法による特例措置も含め、  
新市の望ましい議会議員の定数、任期等を検討する。
5. 委員数 議会議員10名・学識経験者10名
6. 「議会議員の定数及び任期等検討小委員会」委員名簿

	区 分			区 分	
	第7条第1項第2号(議会議員)			第7条第1項第3号(学識委員)	
1	石川正運(議員)	築館	11	長谷川厚子(学識)	築館
2	高橋義雄(議員)	若柳	12	三浦徹也(学識)	若柳
3	千葉伍郎(議員)	栗駒	13	佐藤多恵子(学識)	栗駒
4	佐藤幸生(議員)	高清水	14	海老田慶子(学識)	高清水
5	佐藤重美(議員)	一迫	15	白鳥文雄(学識)	一迫
6	佐々木幸男(議員)	瀬峰	16	津藤國男(学識)	瀬峰
7	菅原登(議員)	鶯沢	17	須藤茂(学識)	鶯沢
8	高橋光治(議員)	金成	18	後藤和廣(学識)	金成
9	遠藤實(議員)	志波姫	19	白鳥一彦(学識)	志波姫
10	茂泉文男(議員)	花山	20	中條彦登(学識)	花山

委員長 / 高橋 義雄

副委員長 / 白鳥 一彦

## 栗原地域合併協議会小委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第11条第2項の規程に基づき、栗原地域合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織等)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事務ごとに設置するものとし、会長が指名する協議会委員をもって組織する。

2 小委員会ごとに委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、当該小委員会の委員の互選によって定める。

### (委員長の職務)

第3条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 小委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長がその議長となる。

### (職員等の出席)

第5条 小委員会は、必要に応じて関係町村の職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

### (報告)

第6条 委員長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

### (処務)

第7条 小委員会の処務は、事務局において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

# 議会議員の定数の定数及び任期等小委員会

## 第1回 / 討議資料

栗原地域合併協議会

参 考 事 項

協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	備考
法定数	22人	22人	22人	14人	18人	18人	14人	18人	18人	12人	178人
議員定数	18人	20人	19人	14人	16人	16人	12人	16人	14人	10人	157人
合併時議員定数 (定数削減後)	18人	18人	18人	14人	16人	16人	12人	16人	14人	10人	152人
任期											
改選日	平成15年 1月23日	平成11年12月 1日	平成12年 2月29日	平成15年 4月30日	平成15年10月 1日	平成14年 3月 4日	平成15年 5月 1日	平成15年 6月 1日	平成15年 4月30日	平成15年 4月30日	
満了日	平成19年 1月22日	平成15年11月30日	平成16年 2月28日	平成19年 4月29日	平成19年 9月30日	平成18年 3月 3日	平成19年 4月30日	平成19年 5月31日	平成19年 4月29日	平成19年 4月29日	
定例会	年4回(3月、6月、9月、12月)										
常任委員会	総務常任委員会 6人	総務常任委員会 7人	総務常任委員会 7人	総務教育厚生 常任委員会 7人	総務企画常任委員会 6人	総務常任委員会 6人	総務民生常任委員会 6人	総務企画常任委員会 6人	総務産業常任委員会 7人	総務常任委員会 5人	
	教育民生常任委員会 6人	産業土木常任委員会 7人	文教福祉常任委員会 7人	産業建設常任委員会 7人	産業建設常任委員会 6人	文教社会常任委員会 5人	産業建設文教 常任委員会 6人	教育民生常任委員会 5人	文教民生常任委員会 7人	経済土木常任委員会 5人	
	産業建設常任委員会 6人	文教民生常任委員会 6人	産業建設常任委員会 6人		教育福祉常任委員会 6人	産業土木常任委員会 5人		産業建設常任委員会 5人			
報酬(月額)											
議長	292,000円	292,000円	292,000円	255,000円	282,000円	260,000円	260,000円	280,000円	280,000円	246,000円	
副議長	241,000円	241,000円	241,000円	213,000円	236,000円	217,000円	217,000円	234,000円	234,000円	209,000円	
常任委員長	-	-	-	201,000円	-	205,000円	201,000円	-	227,000円	191,000円	
議会運営委員長	-	-	-	201,000円	-	205,000円	200,000円	-	227,000円	191,000円	
議員	228,000円	228,000円	228,000円	196,000円	224,000円	200,000円	200,000円	222,000円	222,000円	190,000円	
期末手当											
6月	170/100	170/100	170/100	155/100	170/100	170/100	170/100	155/100	170/100	170/100	
12月	180/100	180/100	180/100	170/100	180/100	180/100	180/100	170/100	180/100	180/100	
基礎額への加算割合	10/100	15/100	-	-	15/100	-	15/100	15/100	-	15/100	
その他(特別委員会)	予算特別委員会 決算特別委員会 広報調査特別委員会 町村合併調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算特別委員会 決算特別委員会 広報編集特別委員会 合併調査特別委員会 病院建設特別委員会 浄水場建設特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算特別委員会 決算特別委員会 広報編集調査特別委員会 環境・土壌等調査特別委員会 町村合併等調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 議会広報編集調査特別委員会 合併特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 町村合併調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 議会広報調査特別委員会 市町村合併に関する調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 合併問題調査特別委員会 環境問題調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 町村合併特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 町村合併調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 町村合併調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	

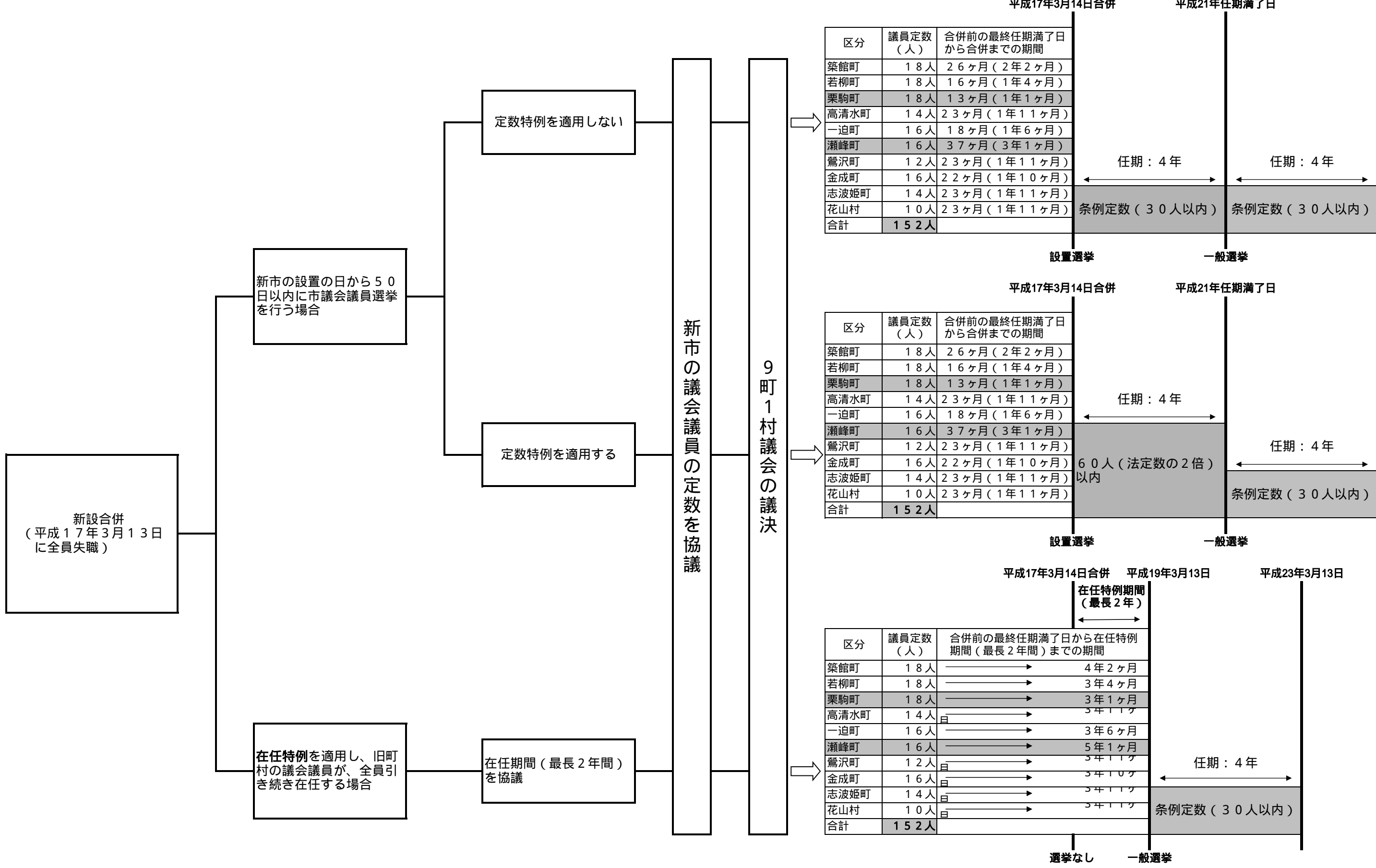
参 考 事 項

- 1 基本的考え方**
- ・新設合併することにより、**栗原10町村の法人格は消滅**するので、原則として**当該議会議員は失職**することになる。
  - ・このため、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく定数特例又は在任特例を適用するかを選択することになる。
  - ・平成15年1月1日施行の改正自治法上では、廃置分合により市町村が新設される場合、条例案を審議すべき議会自体が未成立であり、新設市町村により議会議員の定数を定めることができないため、改正自治法第91条第7項～第10項において、**合併前に旧市町村で協議し、議決の上、告示しなければならないとされている**。なお、この場合の告示された定数は条例により定められた定数とみなされる。

**2 議会議員の定数及び任期の取扱いの方法**

区分	原 則		市町村の合併の特例に関する法律を適用する場合																						
	市町村の合併の特例に関する法律を適用しない場合		市町村の合併の特例に関する法律第6条を適用する場合（定数特例）	市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用する場合（在任特例）																					
1 議員の身分	合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議会議員が失職する。		合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議会議員が失職する。																						
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)		設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)																						
3 定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の議会議員の定数は、条例で定める(地方自治法第91条第1項)</li> <li>・地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村人口区分ごとの上限数の範囲内で、合併関係町村の協議により、あらかじめ定めた定数。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">・栗原10町村人口 <b>84,947人</b> (平成12年国勢調査人口)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議会議員の定数(地方自治法第91条第2項)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改正後人口区分(平成15年1月1日施行)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市</td> <td>人口5万人未満</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>人口5万人以上10万人未満</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>人口10万人以上20万人未満</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>人口20万人以上30万人未満</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>人口30万人以上50万人未満</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上90万人未満</td> <td>56人</td> </tr> </table>		・栗原10町村人口 <b>84,947人</b> (平成12年国勢調査人口)		議会議員の定数(地方自治法第91条第2項)			改正後人口区分(平成15年1月1日施行)	市	人口5万人未満	26人	人口5万人以上10万人未満	30人	人口10万人以上20万人未満	34人	人口20万人以上30万人未満	38人	人口30万人以上50万人未満	46人	人口50万人以上90万人未満	56人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置選挙に限り合併関係町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。</li> <li>・栗原10町村人口 <b>84,947人</b>(平成12年国勢調査人口) 合併後の人口が5万人以上10万人未満=30人(地方自治法第91条第2項) <b>2倍を超えない範囲 30人×2=60人以内</b></li> </ul> <p>留意事項 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議会議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 (市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項)</p> <p>この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>		合併関係町村の廃止と同時に失職するが、合併関係町村の協議により、合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き議会議員として在任できる。  合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間 (市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号)  合併関係町村の議員数が、地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併町村の議会議員の定数とする。  <b>・栗原9町1村の議員数 152人</b> (合併時の定数)  留意事項 この特例による場合、議会議員に欠員が生じ、又は議会議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。	
・栗原10町村人口 <b>84,947人</b> (平成12年国勢調査人口)																									
議会議員の定数(地方自治法第91条第2項)																									
	改正後人口区分(平成15年1月1日施行)																								
市	人口5万人未満	26人																							
	人口5万人以上10万人未満	30人																							
	人口10万人以上20万人未満	34人																							
	人口20万人以上30万人未満	38人																							
	人口30万人以上50万人未満	46人																							
	人口50万人以上90万人未満	56人																							
4 選挙期日	設置の日から50日以内(公職選挙法第33条第3項)		設置の日から50日以内(公職選挙法第33条第3項)																						
5 補欠選挙の適用	有		有																						
6 参考法令	<b>地方自治法(抜粋)</b> 【市町村議会の議員の定数】 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 (1)～(4)略 (5)人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人 (6)人口5万以上10万未満の市 30人 (7)～(11)略 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の配置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該配置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1条の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。 【任期】 第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。 2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動が生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。 (公職選挙法第258条【議会の議員の任期の起算】 地方公共団体の議会の任期は一般選挙の日から起算する。《略》)		<b>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)</b> 【議会の議員の在任に関する特例】 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定する定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。《略》 (1)新たに設置された合併市町村にあつては、 <b>市町村の合併後2年を超えない範囲</b> で当該協議で定める期間 (2)《略》 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。																						
	<b>公職選挙法(抜粋)</b> 【設置選挙】 第33条3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。		<b>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)</b> 【議会の議員の定数に関する特例】 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する <b>定数の2倍に相当する数を超えない範囲</b> でその議会の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。 2～7 《略》 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。																						

3 議会議員の定数及び任期の取扱いの検討フロ-チャ-ト



協議事項	参 考 項 目																										
4 メリット、 デメリット	表 - 1																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">選 択 肢</th> </tr> <tr> <th>市町村の合併の特例に関する法律を適用しない場合 (地方自治法第91条を適用し原則どおり)</th> <th>市町村の合併の特例に関する法律第6条を適用する場合 (定数特例)</th> <th>市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用する場合 (在任特例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メリット</td> <td>・議員の数が地方自治法上の定数である30人以内であることから、議会運営のスリム化、効率化が図られる。 ・議員の人件費などの経費面においても合併の効果が期待でき、効率的な方法であるといえる。</td> <td>・議員の数が特例により増加(60人以内)することとなり、議員数の激減による旧市町の地域の声が新市の施策に反映される機会が減少するという不安は緩和されるといえる。</td> <td>・旧市町の議員が新市の施行に関わることにより、旧市町の地域の声が反映され、全般的に見ても新市への移行が円滑になされと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>デメリット</td> <td>・議員数の激変により旧市町ごとの地域の声が届かなくなるといった懸念がある。 ・議員は設置選挙で新たに選出されることとなり、議員の交代によって新市への円滑な移行の障害になることも</td> <td>・議員の数の増加により、既存の議場では対応できず、また、人件費などの経費面においても多大になるということ効率面においてはマイナスである。</td> <td>・議員の数の増加により、既存の議場では対応できず、また、人件費などの経費面においても多大になるということ効率面においてはマイナスである。 ・人口あたりの票の格差が生じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	選 択 肢			市町村の合併の特例に関する法律を適用しない場合 (地方自治法第91条を適用し原則どおり)	市町村の合併の特例に関する法律第6条を適用する場合 (定数特例)	市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用する場合 (在任特例)	メリット	・議員の数が地方自治法上の定数である30人以内であることから、議会運営のスリム化、効率化が図られる。 ・議員の人件費などの経費面においても合併の効果が期待でき、効率的な方法であるといえる。	・議員の数が特例により増加(60人以内)することとなり、議員数の激減による旧市町の地域の声が新市の施策に反映される機会が減少するという不安は緩和されるといえる。	・旧市町の議員が新市の施行に関わることにより、旧市町の地域の声が反映され、全般的に見ても新市への移行が円滑になされと考えられる。	デメリット	・議員数の激変により旧市町ごとの地域の声が届かなくなるといった懸念がある。 ・議員は設置選挙で新たに選出されることとなり、議員の交代によって新市への円滑な移行の障害になることも	・議員の数の増加により、既存の議場では対応できず、また、人件費などの経費面においても多大になるということ効率面においてはマイナスである。	・議員の数の増加により、既存の議場では対応できず、また、人件費などの経費面においても多大になるということ効率面においてはマイナスである。 ・人口あたりの票の格差が生じる。											
区 分	選 択 肢																										
	市町村の合併の特例に関する法律を適用しない場合 (地方自治法第91条を適用し原則どおり)	市町村の合併の特例に関する法律第6条を適用する場合 (定数特例)	市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用する場合 (在任特例)																								
メリット	・議員の数が地方自治法上の定数である30人以内であることから、議会運営のスリム化、効率化が図られる。 ・議員の人件費などの経費面においても合併の効果が期待でき、効率的な方法であるといえる。	・議員の数が特例により増加(60人以内)することとなり、議員数の激減による旧市町の地域の声が新市の施策に反映される機会が減少するという不安は緩和されるといえる。	・旧市町の議員が新市の施行に関わることにより、旧市町の地域の声が反映され、全般的に見ても新市への移行が円滑になされと考えられる。																								
デメリット	・議員数の激変により旧市町ごとの地域の声が届かなくなるといった懸念がある。 ・議員は設置選挙で新たに選出されることとなり、議員の交代によって新市への円滑な移行の障害になることも	・議員の数の増加により、既存の議場では対応できず、また、人件費などの経費面においても多大になるということ効率面においてはマイナスである。	・議員の数の増加により、既存の議場では対応できず、また、人件費などの経費面においても多大になるということ効率面においてはマイナスである。 ・人口あたりの票の格差が生じる。																								
5 議員報酬財政効果	表 - 2																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">選 択 肢</th> </tr> <tr> <th>市町村の合併の特例に関する法律を適用しない場合 (地方自治法第91条を適用し原則どおり)</th> <th>市町村の合併の特例に関する法律第6条を適用する場合 (定数特例)</th> <th>市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用する場合 (在任特例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経済性</td> <td>議場の確保</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>議員人件費</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">議会運営</td> <td>議会運営の効率化</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>旧市町の地域の声</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧市町議会の継続性</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	選 択 肢			市町村の合併の特例に関する法律を適用しない場合 (地方自治法第91条を適用し原則どおり)	市町村の合併の特例に関する法律第6条を適用する場合 (定数特例)	市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用する場合 (在任特例)	経済性	議場の確保		×	議員人件費		×	議会運営	議会運営の効率化		×	旧市町の地域の声	×		旧市町議会の継続性	×			
区 分	選 択 肢																										
	市町村の合併の特例に関する法律を適用しない場合 (地方自治法第91条を適用し原則どおり)	市町村の合併の特例に関する法律第6条を適用する場合 (定数特例)	市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用する場合 (在任特例)																								
経済性	議場の確保		×																								
	議員人件費		×																								
議会運営	議会運営の効率化		×																								
	旧市町の地域の声	×																									
	旧市町議会の継続性	×																									
<p>・議員報酬財政効果(4年間の比較)</p>	<p>パターン</p>																										
<p>【前提条件】</p>	<p>・報酬額は現状の10町村の報酬が一番高い築館町、若柳町、栗駒町の月額</p>																										
<table border="1"> <tr> <td>議長</td> <td>292,000円</td> <td>副議長</td> <td>241,000円</td> <td>議員</td> <td>228,000円</td> </tr> </table>	議長	292,000円	副議長	241,000円	議員	228,000円	<p>・期末手当として3.5か月分加味</p>																				
議長	292,000円	副議長	241,000円	議員	228,000円																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>任 期</th> <th>報酬総額</th> <th>との差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置選挙</td> <td>4年</td> <td>428,854,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定数特例60名の場合</td> <td>4年</td> <td>852,934,000円</td> <td>424,080,000円</td> </tr> <tr> <td>在任特例152名の場合</td> <td>2年(152名)+2年(30名)</td> <td>1,291,150,000円</td> <td>862,296,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	任 期	報酬総額	との差額	設置選挙	4年	428,854,000円		定数特例60名の場合	4年	852,934,000円	424,080,000円	在任特例152名の場合	2年(152名)+2年(30名)	1,291,150,000円	862,296,000円	<p>1 定数特例については定数を最大の60にした場合 2 在任特例については在任期間を2年とし、その後の定数を30名にした場合</p>										
項 目	任 期	報酬総額	との差額																								
設置選挙	4年	428,854,000円																									
定数特例60名の場合	4年	852,934,000円	424,080,000円																								
在任特例152名の場合	2年(152名)+2年(30名)	1,291,150,000円	862,296,000円																								
<p>パターン</p>	<p>【前提条件】</p>																										
<p>・報酬額は全国市議会議長会のモデル団体(人口5万人-10万人規模 226市)の議員等報酬月額の平均月額(平成14年12月31日現在)</p>	<table border="1"> <tr> <td>議長</td> <td>496,000円</td> <td>副議長</td> <td>439,000円</td> <td>議員</td> <td>409,000円</td> </tr> </table>				議長	496,000円	副議長	439,000円	議員	409,000円																	
議長	496,000円	副議長	439,000円	議員	409,000円																						
<p>・期末手当として3.5か月分加味</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>任 期</th> <th>報酬総額</th> <th>との差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置選挙</td> <td>4年</td> <td>767,994,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定数特例60名の場合</td> <td>4年</td> <td>1,528,734,000円</td> <td>760,740,000円</td> </tr> <tr> <td>在任特例152名の場合</td> <td>2年(152名)+2年(30名)</td> <td>2,314,832,000円</td> <td>1,546,838,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	任 期	報酬総額	との差額	設置選挙	4年	767,994,000円		定数特例60名の場合	4年	1,528,734,000円	760,740,000円	在任特例152名の場合	2年(152名)+2年(30名)	2,314,832,000円	1,546,838,000円	<p>1 定数特例については定数を最大の60にした場合 2 在任特例については在任期間を2年とし、その後の定数を30名にした場合</p>										
項 目	任 期	報酬総額	との差額																								
設置選挙	4年	767,994,000円																									
定数特例60名の場合	4年	1,528,734,000円	760,740,000円																								
在任特例152名の場合	2年(152名)+2年(30名)	2,314,832,000円	1,546,838,000円																								



参 考 事 項

6 議会議員の選挙区

選挙区の設置

特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項）

選挙区の定数は、人口に比例して条例で定めなければならない。ただし、特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。（公職選挙法第15条第8項）

合併に際して選挙区を設置する場合の定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）

【参考法令】

公職選挙法

〔地方公共団体の議会の議員の選挙区〕

第15条

1～5 《略》

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下、「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

公職選挙法施行令

〔人口に比例しない議員の定数〕

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

7 参考事例

市町村の合併の特例に関する法律を適用しない事例

新市町村名	関係市町村	人口	在任議員数	任期満了日	合併期日	調整方針
京丹後市 (京都府)	峰山町	13,564人	16人	H19.2.12	H16.3.1 合併予定	6町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。
	大宮町	10,805人	16人	H19.4.19		
	網野町	16,056人	18人	H18.5.9		
	丹後町	7,164人	14人	H19.4.29		
	弥栄町	6,132人	14人	H19.5.14		
	久美野町	11,857人	18人	H19.2.9		
丹波市 (兵庫県)	柏原町	9,947人	14人	H15.10.29	H16.11.1 合併予定	6町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。
	氷上町	19,299人	18人	H15.9.2		
	青恒町	7,401人	16人	H19.5.4		
	春日町	12,390人	16人	H19.4.29		
	山南町	13,653人	16人	H17.4.26		
	市島町	10,172人	16人	H19.4.29		

人口はH12国勢調査人口

定数特例の先進地事例

新市町村名	関係市町村	人口	在任議員数	任期満了日	合併期日	調整方針
佐渡市 (新潟県)	両津市	17,192人	17人	H15.11.27	H16.3.1 合併予定	1. 新市の議会の議員の定数 地方自治法第91条の規定に基づき、定数を30人と定める。 2. 特例法による取扱い 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、議員の定数を60人と定める。
	相川町	9,224人	18人	H17.9.29		
	佐和田町	9,956人	18人	H17.12.18		
	金井町	7,128人	16人	H15.11.2		
	新穂村	4,544人	14人	H19.4.29		
	畑野町	5,320人	16人	H16.3.30		
	真野町	6,130人	16人	H16.3.24		
	小木町	3,837人	14人	H19.4.30		
	羽茂町	4,402人	13人	H16.3.30		
	赤泊町	3,164人	14人	H19.4.29		
三次市 (広島県)	三次市	39,503人	20人	H19.4.29	H16.4.1 合併予定	1. 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、26人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6号第1項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。 2. 新市の設置後最初に行なわれる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の8つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、三次市20人、君田村2人、布野村2人、作木村2人、吉舎町3人、三良坂町3人、三和町3人、甲奴町3人とする。
	君田村	2,000人	10人	H19.4.30		
	布野村	2,003人	12人	H16.10.5		
	作木村	2,014人	10人	H19.4.30		
	吉舎町	5,093人	12人	H17.2.27		
	三良坂町	3,972人	10人	H19.4.30		
	三和町	3,789人	12人	H16.3.30		
	甲奴町	3,261人	12人	H18.11.10		

人口はH12国勢調査人口

参 考 事 例

7 参考事例

在任特例の先進地事例

新市町村名	関係市町村	人口	在任議員数	任期満了日	合併期日	特例延長期間	調整方針
対馬市 (長崎県)	厳原町	15,485人	20人	H17.5.31	H16.3.1 合併予定	1年2ヶ月	議会議員については平成17年5月31日まで引き続き新市の議会として在職し、報酬などについては、合併時に調整する。
	上対馬町	8,423人	14人	H19.4.29			
	美津島町	5,226人	16人	H19.5.30			
	豊玉町	4,705人	14人	H19.5.31			
	峰町	2,897人	13人	H17.6.13			
	上県町	4,496人	14人	H15.9.25			
南アルプス市 (山梨県)	八田村	7,016人	16人	H18.6.6	H15.4.1	1年11ヶ月	市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年2月28日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
	白根町	19,247人	20人	H15.4.29			
	芦安村	613人	10人	H15.4.29			
	若草町	11,105人	16人	H19.3.9			
	櫛形町	18,920人	16人	H15.4.29			
	甲西町	13,215人	17人	H17.10.10			

人口はH12国勢調査人口

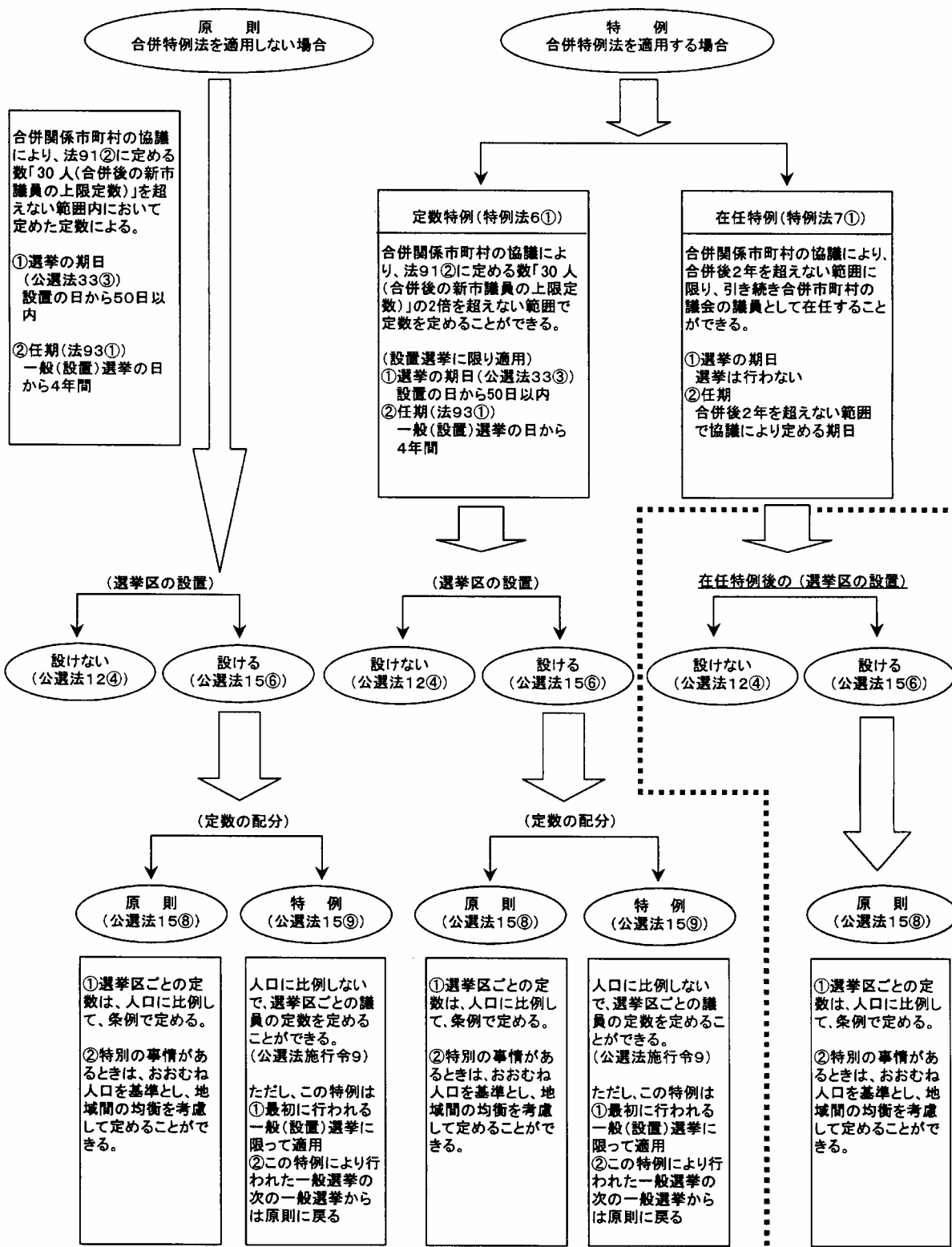
宮城県内の動向(参考)

新市町村名	関係市町村	人口	在任議員数	任期満了日	合併期日	特例延長期間	調整方針
加美町 (宮城県)	中新田町	13,929人	17人	H15.4.29	H15.4.1	2年	地方自治法第91条第7項の規定に基づき、3町の協議により定める新町の議会議員の定数は20人とする。また、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、3町の議会議員が、平成17年3月31日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。
	小野田町	8,092人	18人	H15.4.29			
	宮崎町	6,309人	14人	H15.6.30			

人口はH12国勢調査人口

協議会名	協議会の動向
大崎地方合併協議会	小委員会に付託し、協議、調整のうえ、協議会で決定する。継続審議中 【住民代表から在任特例を適用しないよう要請あり 法定定数に近い定数特例は容認】
柴田町・村田町・大河原町合併協議会	協議会に白紙で提案。継続審議中 【住民代表から在任特例、定数特例を適用しないよう文書要望あり】
登米地域合併協議会	定数特例(定数60人)、合併1年後までの在任特例(定数154人)を提案。 【協議会で異論が相次ぎ、特例なしの本則選挙も追加提案した】 継続協議中(10月31日までを目標に結論を出す)
矢本町・鳴瀬町合併協議会	合併特例法を適用しない(原則) 定数は24人。ただし新市設置後最初の選挙に限り26人。
亘理町・山元町合併協議会	小委員会に付託し、協議、調整のうえ、協議会で決定する。
気仙沼・本吉町・唐桑町合併協議会	合併特例法を適用しない(原則) 定数に関する特例を適用する。 在任に関する特例を適用する。3案を協議会に併記提案 継続審議中
小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会	未定
石巻地域合併協議会	小委員会に付託し、調査、審議の上、協議会において決定する。
志津川町・歌津町合併協議会	小委員会に付託し、協議会において決定する。

# 議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢



## - 議会議員の退職年金等の取扱い -

議会議員の退職年金の受給資格は、地方公務員等共済組合法（共済法）により議員在職12年以上となっており、12年未満の場合は、退職一時金が支給されます。

これに対して、合併特例法では、特例措置として、合併により満了前に退職した者のうち、当該合併がなされなければ在職12年以上となった者については、退職年金の受給資格が与えられます。

### 合併特例法による特例

（新共済法附則で改正）

在 職 期 間	支給種別	支 給 額
8年以上 / 9年未満	退職年金	平均標準報酬年額 × (30 / 150)
9年以上 / 10年未満	"	平均標準報酬年額 × (33 / 150)
10年以上 / 11年未満	"	平均標準報酬年額 × (37 / 150)
11年以上 / 12年未満	"	平均標準報酬年額 × (41 / 150)

$$\text{平均標準報酬年額} = \frac{\text{退職月までの議員在職期間の標準報酬総額}}{\text{議員在職月数}} \times 12 \text{ヶ月}$$

宮城県内の協議状況

H15.10.1現在(下線は9/15からの変更箇所)

区分	協議会名	設置年月日	構成市町村	人口(H12 国調)	面積 (km2)	基本5項目					その他							
						方式	期日	新市町の名称		事務所の位置	財産債務の取扱い	議員の取扱い	地域審議会	市町村建設計画			解散 年月日	
								確認事項	備考					将来構想	建設計画	検討組織		
法定協議会	加美郡四町合併協議会	H14.2.1	中新田町、小野田町、宮崎町、色麻町	36,492	570	新設	H15.4.1	加美市	公募し、小委員会で検討	旧中新田町	すべて新市に引き継ぐ(温泉保養施設の改修等に充てるため、町有林の売り払い収入の1/10を補立)	在任特例(H17.3.31まで)	設置	(中間案)	協議会	(H14.11.1から休止) H15.3.31		
	中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会	H14.11.8	中新田町、小野田町、宮崎町	28,330	461	新設	H15.4.1	加美町	事務局提案	旧中新田町	同	在任特例(H17.3.31まで)合併後の本来定数は20	設置	(中間案)	協議会	H15.3.31		
	柴田町・村田町・大河原町合併協議会	H14.12.25	柴田町、村田町、大河原町	75,418	157	新設	H17.3.31までを目標		公募し、小委員会で検討(7/1~31,第二次候補:しばた、柴田、さくら、仙南、大柴田)	小委員会で検討(9月を目標に候補地絞込)	すべて新市に引き継ぐ(村田町有山林の一部については、地域の特殊事情を考慮し、合併時までに変更)			(8/26提出)	協議会			
	矢本町・鳴瀬町合併協議会	H15.4.1	矢本町、鳴瀬町	43,180	102	新設	H17.3.31までを目標		小委員会を設置し、選定方法を検討の上、公募(10/1~10/30)の後、候補を選定し協議会で決定	現矢本町役場	すべて新市に引き継ぐ	原則(定数24人、ただし新市設置後最初の選挙に限り26人)						
	登米地域合併協議会	H15.4.1	迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町	93,769	534	新設	H17.3.22		公募し、協議会で決定(9/1~9/30)		すべて新市に引き継ぐことを提案(財政調整基金はH16標準財政規模の6%を、減価基金はH16普通会計起債残高の5%を持ち寄るよう努める)	定数特例(60人) 在任特例(1年間) 原則どおり、のいずれかとすることを提案	設置を提案		(9/19 まちづくりの将来像までを確認)	協議会		
	気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会	H15.5.21	気仙沼市、本吉町、唐桑町	82,394	333	新設	H17.3.31まで		公募し、協議会で決定	現気仙沼市役所	すべて新市に引き継ぐ	原則 定数特例(上限60人)、在任特例(2年以内)のいずれかとすることを提案						
	小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会	H15.6.26	小牛田町、涌谷町、南郷町	46,708	157	新設	H17.3.31		原則として公募とし、候補の選定を小委員会に付託し、協議会で決定	小委員会で候補地を選定し、協議会で決定								
	栗原地域合併協議会	H15.7.1	築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村	84,947	804	新設	H17.3.14		公募し、小委員会に付託し協議会で決定	小委員会へ付託			小委員会へ付託					
	大崎地方合併協議会	H15.7.1	古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町	139,313	795	新設	H17.3末を目途		公募し、候補の選定を小委員会に付託(8/20~9/30)	小委員会に付託			小委員会に付託	小委員会に付託	(任意協から引継)	(8/1序論~4章新市計画の基本方針まで確認)	小委員会に付託	
	亘理町・山元町合併協議会	H15.7.14	亘理町、山元町	53,307	138	小委員会を設置し調査、審議し協議会で決定		小委員会を設置し調査、審議し協議会で決定	小委員会を設置し調査、審議し協議会で決定	小委員会を設置し調査、審議し協議会で決定			小委員会を設置し調査、審議し協議会で決定	小委員会を設置し調査、審議し協議会で決定				
	石巻地域合併協議会	H15.7.25	石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町	174,778	551	新設			合併特例法における財政支援助重等の適用期限内	小委員会を設置して調査、審議し協議会で決定	小委員会を設置して調査、審議し協議会で決定			小委員会を設置して調査、審議し協議会で決定				
	志津川町・歌津町合併協議会	H15.8.1	志津川町、歌津町	19,860	164	新設	H17.3.31までを目標		公募し、協議会で決定することを提案		当分の間、現志津川町役場とし、現歌津町役場は総合支所とすることを提案		小委員会へ付託し、協議会で決定することを提案					
研究会	白石市・蔵王町・七ヶ宿町合併に関する共同研究会	H15.1.29	白石市、蔵王町、七ヶ宿町	56,372	702													
	未来都市づくり研究会	H15.2.14	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村	267,121	566													
	角田市・丸森町市町村合併共同研究会	H15.2.20	角田市、丸森町	52,222	421													
	名取市・岩沼市合併問題調査研究会	H15.3.13	名取市、岩沼市	108,623	161													

策定完了  
策定中